

# 大量排水に関する計画協議書作成マニュアル（申請者用）

平成 25 年 10 月 29 日 作成

金沢市企業局

## 建物の計画や設計される方々へ

### 大量排水の事前協議は、お済みですか？

公共下水道の能力は、処理区域内の土地の用途及び都市計画用途地域その他の将来の発展計画を考慮し定められています。そこに大量の排水が生じると、下水道の能力を超え、あふれだしかねません。

建物の建築や増改築によって大量の排水が生じる場合、事前の届出と排水方法などの協議をお願いしています。

#### 1. 協議が必要な排水量・建築計画条件

次のいずれかに該当する場合は、計画時点で協議をお願いします。

- (1) 一日における最大汚水量 50m<sup>3</sup> 以上
- (2) 市街化区域における土地面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の開発、または住宅地で高さ 10m以上、商工業地で高さ 15m以上の建築物（「まちづくり条例」に該当する）
- (3) 市街化区域以外における土地面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の開発、または高さ 10m以上の建築物（「土地利用適正化条例」に該当する）

#### 2. 協議の内容

排水量と公共下水道の能力との適合具合、放流時間帯の調整、大量排水抑制施設設置などをお願いすることがあります。排水位置なども協議します。

大量排水抑制施設とは大規模なビル等を建築される際、当該ビルからの排水量が下水道計画汚水量を超える場合、その超えた量について、施設能力に余裕のある夜間に排水するために、昼間一時貯留する槽です。

Q1：どうして大量排水抑制施設を設けなければならないの？

A1：下水道法第19条に、工事負担金についての規定があります。

これは、一定量以上の下水を排除する排水設備が設けられることにより公共下水道の改築を行うことが必要となった場合、その工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける方に負担していただくことがある旨を定めたものです。

下水道管渠やポンプ施設の改築には多くの費用と時間が必要となることから、事前に排水協議をしていただき、必要に応じて当該排水設備を設ける方に大量排水抑制施設（貯留施設）を設置していただくというものです。

## 下水道法 第 19 条 「工事負担金」

公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

### Q2：どうして協議対象となる最大汚水量が50m<sup>3</sup>/日なの？

A2：下水道法や下水道法施行令に届出を要する排除行為について定められており、これを準用しています。申請時に 50m<sup>3</sup>/日最大 未満と申告なされても、施設供用後に日最大汚水量 50m<sup>3</sup>を超えて排出されますと違法行為になる場合もありますので、注意してください。

## 下水道法 第 11 条の 2 「使用開始の届出」

継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとするものは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

## 下水道法施行令 第 8 条の 2 「使用開始等の届出を要する下水の量また水質」

最も多量の汚水を排除する 1 日における当該汚水の量 50m<sup>3</sup>以上（文章略）

### Q3：合流区域では、どうして大量排水協議と雨水排水協議を同時に行うの？

A3：汚水と雨水を同時に排除する合流区域では、雨天時における汚水の大量排水が下水道施設の能力にどのような影響を与えるかが問題となります。このとき、大量排水協議と雨水排水協議を同時に行い、雨水の流出抑制（貯留、浸透等）を図ることで排除を適正化できる場合があります。そのため、合流区域においては、双方の協議を同時に行います。

## 3. 各種協議等の窓口

### (1) 大量排水協議についての窓口

金沢市企業局下水道整備課（企業局庁舎 4 階）

住所：金沢市広岡 3 丁目 3 番 30 号 TEL（076）220-2381

(2) 特定事業場についての窓口

金沢市企業局水処理課（城北水質管理センター内）

住所：金沢市浅野本町ホ 131      TEL（076）252-1439

(3) 下水道台帳閲覧についての窓口

金沢市企業局お客さまサービス課（企業局庁舎1階）

住所：金沢市広岡3丁目3番30号      TEL（076）220-2377

(4) 雨水排水協議についての窓口

敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発事業等を行う場合、雨水排除方法について事前に協議が必要となる場合があります。

お問い合わせは、下記までお願いします。

<合流式下水道区域内>

金沢市企業局下水道整備課（企業局庁舎4階）

住所：金沢市広岡3丁目3番30号      TEL（076）220-2381

<合流式下水道区域以外>

金沢市土木局内水整備課（金沢市役所本庁舎3階）

住所：金沢市広坂1丁目1番1号      TEL（076）220-2341

#### 4. 提出書類

提出部数は、1部です。

(1) 大量排水計画協議書

①計画の区分・・・要綱施行時（平成24年6月1日）以降に初めて協議書を提出する場合は、「新規」を選択してください。協議書を過去に提出し、内容などに変更が生じる場合には「変更」を選択してください。

②特定開発事業の種類・・・該当する開発事業を選択してください。

③特定開発事業を行う場所・・・協議する場所（敷地）の住所・地番を記載してください。

④特定開発事業の目的・・・建築する建物の用途を記載してください。

⑤特定開発事業に係る土地の面積・・・該当する土地の敷地面積を記載してください。建築確認申請を行う土地の敷地面積です。

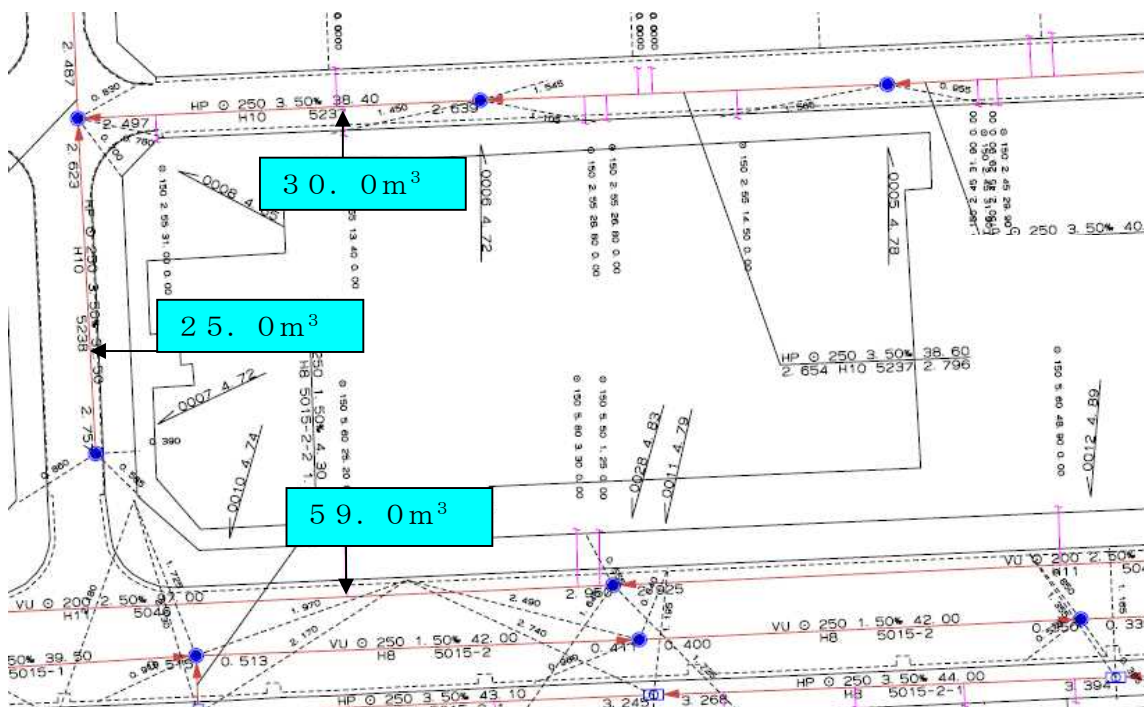
⑥特定開発事業の期間・・・工事の着工日と竣工日（予定でも構いません。）を記載してください。

⑦大量排水設備の設計者の住所及び氏名・・・実際に大量排水協議を本局と行った方の住所と氏名（会社の住所、氏名でも可）を記載してください。

(2) 添付書類

- ①見取図・・・協議箇所が分かる位置図（住宅明細図など）を添付してください。
- ②平面図・・・建築物の位置及び土地利用形態の分かるもので、排水系統も記載してください。  
接続する公共桝までの系統を記載してください。
- ③排水量計算書・・・建築物の竣工後の1日当たりの最大汚水量が分かる資料を添付してください。

公共桝ごとの日最大汚水量（記載例）



日最大汚水量 (Q) = 114.0m<sup>3</sup>

## (日最大汚水量算出例)

### 集合住宅 (マンション 14F 地階なし)

#### <計画概要>

- ・ 建築面積 : 1,559.00 m<sup>2</sup>
- ・ 専有面積 : 6,228.63 m<sup>2</sup> (建築物の有効面積)
- ・ 延床面積 : 9,082.06 m<sup>2</sup>
- ・ 計画戸数 : 80 戸

#### <算出方法>

使用人員  $n$  (人) = 有効面積当たりの人員 (人/m<sup>2</sup>) × 建築物の有効面積 (m<sup>2</sup>)

設計一日使用水量  $Q''$  (m<sup>3</sup>/日) = 使用人員 ( $n$ ) × 単位給水量 (一日当たり) (m<sup>3</sup>/人・日)

日平均汚水量  $Q'$  (m<sup>3</sup>/日平均) = 設計一日使用水量  $Q''$  (m<sup>3</sup>/日)

∴ 日最大汚水量  $Q$  (m<sup>3</sup>/日最大) = 日平均汚水量  $Q'$  (m<sup>3</sup>/日平均) ÷ H (※1 補正係数)

(※1 浅野処理区 0.75 西部処理区 0.90 臨海処理区 0.90 犀川左岸処理区 0.85)

人員  $n = 0.16 \text{ 人/m}^2 \times 6,228.63 \text{ m}^2 = 996.5 \text{ 人} \rightarrow 997 \text{ 人}$

$Q'' = 997 \text{ 人} \times 0.2 \text{ m}^3/\text{人} \cdot \text{日} = 199.4 \text{ m}^3$  (設計一日使用水量)

$Q' = 199.4 \text{ m}^3/\text{日平均}$

∴  $Q = 199.4 \text{ m}^3 \div 0.75$  (浅野処理区) = 265.9 m<sup>3</sup>/日最大

上記算出例については、給水量の算出方法から日最大汚水量を求めた事例である。別の算出方法(「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」等)、あるいは類似施設の建築物の汚水量実績等から求めることも可能であることから、建築物の用途を十分に考慮して算出してください。